

令和2年分確定申告のご相談について

当所では、所得税、消費税等の確定申告の書き方等でお悩みの方に、相談指導に応じています。
派遣税理士先生が気軽にご相談に応じてくださいますのでお気軽にお越しください。

相談期間

本年度も電子申告(e-Tax)により申告いたします。
そのため、確定申告相談時期は以下の通りにて実施いたしますのでご注意ください。

令和3年2月15日(月)～3月15日(月) 9時30分～16時

※土曜・日曜・祝日を除く(但し最終日のみ11時30分まで)

当日必ずご持参いただくもの(書類がない場合申告できない事がありますのでご注意ください)

- ① 昨年度、当所にて電子申告(e-Tax)を行った方は、確定申告書等用紙が送付されませんので国税局より送付されて来たハガキ(昨年度の申告に関する情報・予定納税等が記載されています。)をご持参ください。ハガキをご持参頂けない場合、申告が出来ないことがございますので必ずお持ちください。
- ② マイナンバーカード(個人番号カード)
※申告者と扶養者(配偶者も含む)分が必要。
マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方は、番号確認書類(通知カード等)。
- ③ 生命保険・地震保険の控除証明書
- ④ 国民年金保険料等の証明書
(社会保険庁より送付されています。)・
国民健康保険税額のわかる書類
- ⑤ 小規模企業共済掛金控除証明書
- ⑥ 所得計算に必要な帳簿類等
- ⑦ 給与所得と配当所得のある方は、その所得の源泉徴収票
- ⑧ 住宅取得控除を受ける方は、その金融機関等からの借入金等年末残高証明書 他
- ⑨ 印鑑
- ⑩ 令和元年分決算書・確定申告書の控え
- ⑪ 電子申告を行っていない方は税務署から送付された令和2年分決算書・確定申告書(令和2年中に開業され、税務署より決算書・確定申告書が届いていない方は結構です。)

※消費税課税対象事業者の方は、税務署より送付された消費税確定申告書類もご持参ください。

※持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金等を受給した事業者は、給付金等を「事業所得等(雑収入)」として申告となります。なお、持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金等の消費税については「課税対象外」となります。

特別登録会員のご案内

登録期間 令和3年3月31日まで

対象 特別登録会員になり、税務申告指導を受けた方、申告書を提出した方。

特別会費 右記の通りとなっております。なお、特別登録会員加入時にお納めください。

内 容	区 分	会 費
所得税申告書	会員	8,000円
	非会員	21,000円
消費税申告書(本則)	会員	4,000円
	非会員	6,000円
消費税申告書(簡易)	会員	3,000円
	非会員	4,000円
年金・退職所得・住宅取得・一時所得	会員・非会員	5,000円

申告会場の3密を防ぎ新型コロナウイルス感染を防止するため御協力をお願いします。

●会場での検温・手の消毒・マスクの着用に御協力ください。●発熱等の症状が出ている方は御来場をお控えください。